
地域間協調ワーキンググループ (経過報告)

令和 7 年10月20日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



目次

1. 地域間協調WGにおける検討事項
2. 令和7年度の検討事項
 - ① 支援・受援体制の確立・充実に関する検討
 - ② 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の充実に関する検討
 - ③ 発災初期における各種対応に関する検討
 - 1) 生活ごみ・し尿処理への対応
 - 2) 片づけごみへの対応
 - 3) 処理困難物への対応
3. 今後の検討スケジュール

1. 地域間協調WGにおける検討事項

地域間協調ワーキンググループにおける検討事項

令和 6 年度

令和 7 年度

災害廃棄物対策推進検討会

今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

地域間協調ワーキンググループ

【検討事項 1】令和 4 年台風第 15 号で被災した静岡県内自治体における災害対応及び処理計画の検証

実災害での災害廃棄物対応を検証し、被災地で得られた教訓を周知していくことが重要であることから、策定したガイドラインとも照らし合わせつつ、令和 4 年台風第 15 号で被災した静岡県内自治体における災害対応及び処理計画の検証を行った。

【検討事項 2】令和 4 年度に作成した各種災害廃棄物対策資料の利用状況や改善点の調査

令和 4 年度に作成した資料 4 件について、その利用状況や改善点等をアンケートやヒアリング等により調査した。

【検討事項 3】適正処理困難物に係る調査

平時における処理ルートが確保されていないこと等を理由に家庭に退蔵されている状況を踏まえ、適正処理困難物の処理事例について整理した。

【検討事項 4】水害の初動時において迅速な片付けごみ対応を行うための検討

初動期における迅速かつ柔軟な災害廃棄物対応のために、建物被害棟数の概算値の推計、水害に伴う片付けごみの組成割合の整理、水害に伴う片付けごみ対応に影響を与える要因の整理を行った。

【検討事項 1】

支援・受援体制の確立・充実にに関する検討

- ・専門支援機能（機関）の具体化、関係者の役割整理、各種人的・技術的支援のパッケージ化
- ・災害の規模と適用する措置の考え方、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害の判断の目安
- ・これまでの災害における支援体制・受援体制の状況の整理、受援体制構築・強化

【検討事項 2】

災害廃棄物処理計画・災害支援協定の充実に
に関する検討

- ・災害廃棄物処理計画の実効性向上のため、計画記載事項の検討、改定のグッドプラクティスの整理
- ・自治体の協定締結事例等の整理、事務委託実施の判断基準や範囲の整理

【検討事項 3】

発災初期における各種対応に関する検討

- 1) 生活ごみ・し尿処理への対応
- 2) 片づけごみへの対応
(ボランティアとの連携強化を含む)
- 3) 処理困難物への対応

- ・収集車両台数等の基礎情報の整理、災害時に支援可能な自治体の把握
- ・地区集積所・戸別回収やボランティアとの連携強化対策の検討
- ・災害時における適正処理困難物の実態調査、対応マニュアルの作成

これらの検討結果については、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて段階的に、災害廃棄物対策指針・マニュアル等の改定等により反映していくことを目指す

地域間協調ワーキンググループ委員一覧

地域間協調WG

座長	浅利 美鈴	総合地球環境学研究所 教授
顧問	中林 一樹	明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員 (東京都立大学名誉教授)
委員	伊藤 暢章	熊本市 環境局資源循環部 首席審議員兼環境施設課長
	大瀧 慎也	倉敷市 環境局資源循環部資源循環推進課 課長
	河井 一広	公益社団法人全国都市清掃会議 事務局長
	鈴木 慎也	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授
	高田 光康	国立環境研究所 資源循環領域 客員研究員
	多島 良	国立環境研究所 資源循環領域 主任研究員
	立尾 浩一	一般財団法人日本環境衛生センター総局 資源循環低炭素化部 部長
	原田 賢治	静岡大学防災総合センター 准教授
	安富 信	神戸学院大学現代社会学部社会防災学科 教授
オブザーバー	向畑 聡	東京都 環境局資源循環推進部計画課 災害廃棄物対策専門課長
	児玉 真一	中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部経営企画課 兼 社会貢献推進室 兼 社会貢献事業災害廃棄物対策プロジェクトチーム

※五十音順、敬称略

※令和7年10月現在

2. 令和7年度の検討事項

①【検討事項 1】支援・受援体制の 確立・充実に関する検討

- 専門支援機能（機関）の具体化、関係者の役割整理、各種人的・技術的支援のパッケージ化（資料 5 にてご説明）
- これまでの災害における支援体制・受援体制の状況の整理、受援体制構築・強化
- 災害の規模と適用する措置の考え方、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害の判断の目安

これまで災害における支援・受援状況の整理と検討方針

- 過去に地震・水害の被災を経験した自治体を対象に支援・受援体制の状況についてヒアリングを実施し、**過去災害における支援・受援内容・人数等を整理**する。
- その結果を踏まえ、**支援要請フロー**及び**支援を行うための対応手順書**を作成する。

支援要請フロー：被災自治体が支援を要請するためのフロー図

支援対応手順書：支援者が各種支援を実施する際の対応手順書

支援内容の整理

- ・ **支援の内容、役割**
【被災状況把握、避難所・仮設トイレ、生活・避難所ごみ・し尿収集運搬、家屋解体、災害廃棄物、仮置場設置運営など】
- ・ **支援機能**
【情報収集、検討・解析、方針決定、指示・調整、契約、実行、広報など】
- ・ **対応可能な支援団体**
【環境省(地方環境事務所等)、DWN(研究・専門機関)、(一般廃棄物関係団体)廃棄物、(処理関係団体)、(建設業関係団体)、(輸送等関係団体)、人材バンク、自治体応援職員、その他専門職】
- ・ **支援時期、期間**
【発災から6時間、72時間、2週間など】
- ・ **支援人数**

受援側の対応

- ・ **災害廃棄物対応部局及び関連部局**
- ・ **災害時の組織体制、人員数**
- ・ **通信手段、連絡体制**
- ・ **被災状況の確認内容**
【市区町村内の被災情報、災害廃棄物に関する情報等初動対応時に必要とした情報内容の整理】
- ・ **支援要請先、支援要請元の部局・団体**
- ・ **処理方針の判断内容**
【被災状況に基づく廃棄物処理の判断、災害廃棄物処理方針(仮置場設置、収集運搬体制確保等)】

支援・受援マッチング時の問題点抽出

- ・ 支援・受援の状況を時間軸・機能軸に整理し、タイムラインを作成し問題点を抽出

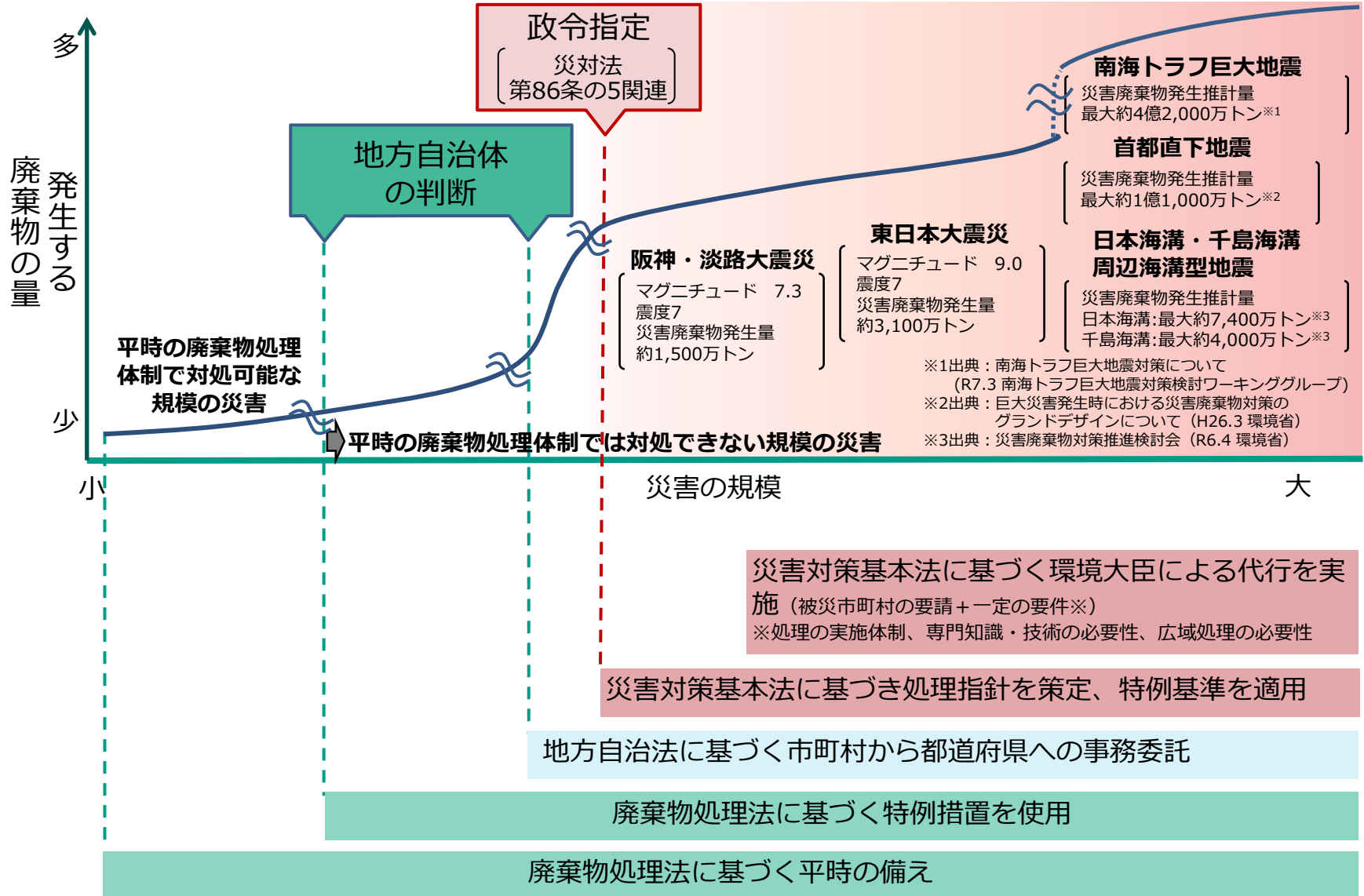
団体が実施可能な支援項目を一覧表に整理

- ・ **支援班の支援要請フロー及び支援を行うための対応手順書案の作成**

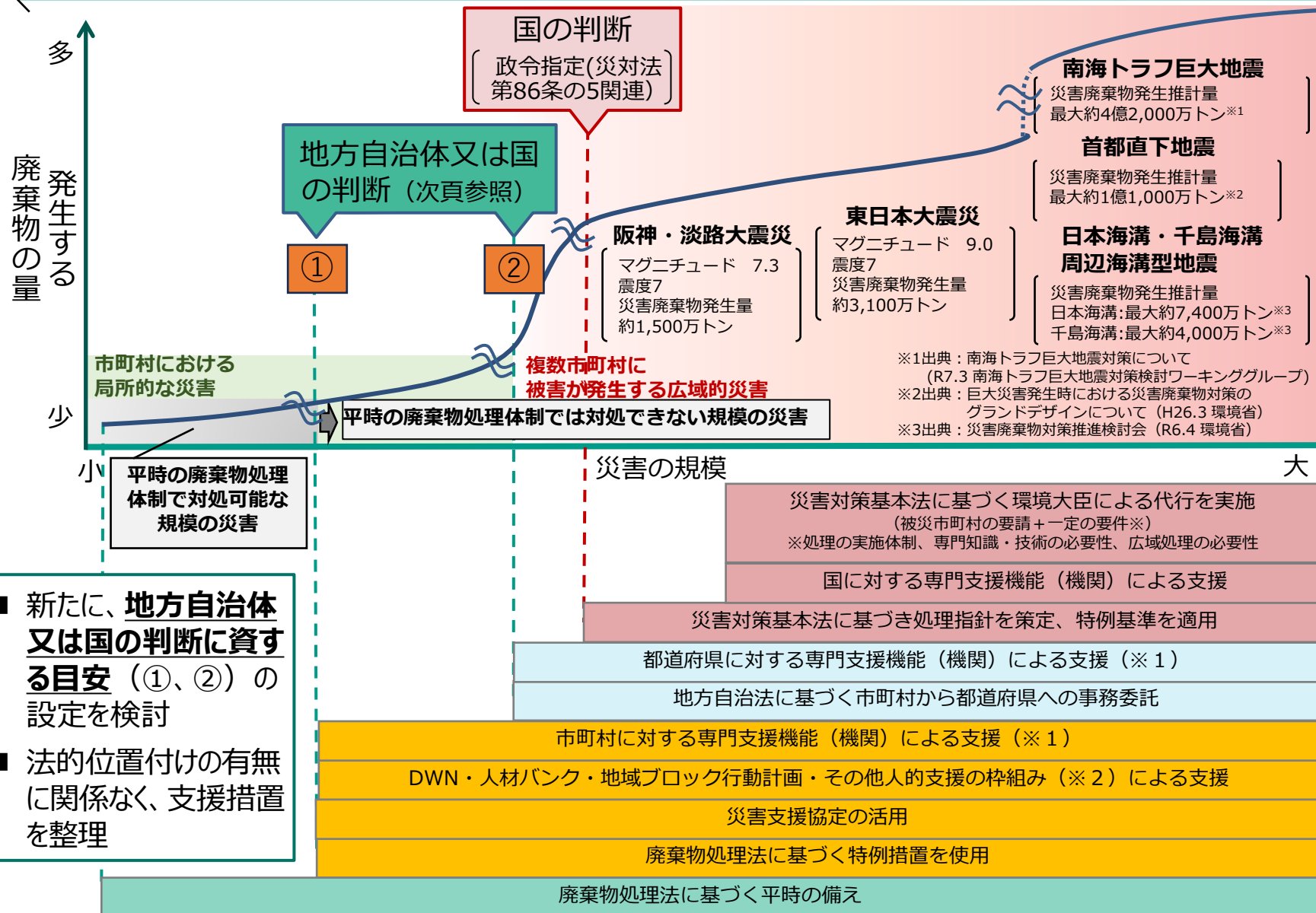
受援側が実施すべき事項を発災前後で整理

参考：（従来）災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

■ これまでは、法に基づく適用措置のみを整理



(今後) 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



※1 災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応じて、市町村ではなく、都道府県に対する専門支援機能(機関)による支援を実施

※2 環境省所管以外の支援制度・枠組みを指す(例: 中長期職員派遣制度(総務省)、地方三団体や都道府県からの応援)

平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害の判断の目安

- 平時の廃棄物処理体制では対処できず、支援要請を行うかどうかの判断の目安を設定し市町村へ示す。また、これは国のプッシュ型支援の判断目安にもなる。
 - 【①】市町村における局所的な災害の場合
⇒災害支援協定の活用やDWN・人材バンク・専門支援機関の支援要請を行うか
 - 【②】複数市町村に被害が発生する広域的災害の場合
⇒（市町村）事務委託の要請を行うか、（都道府県）専門支援機関等の支援要請を行うか
- 廃棄物処理従事職員数（平時・災害時）や、被災状況（被害棟数、災害廃棄物発生量、廃棄物処理施設の被災）等から、目安となる定量的な指標の設定を検討する。

【指標の設定に関するWG委員からのご意見】

- ・ 目的変数のイメージとして、想定する支援の内容を幾つかの分類をした上で、状況に応じた支援要請内容の実績データを集めることができれば、統計的に整理できるのではないかと。また、統計的に分類の精度を高めるのであれば、ロジスティック回帰分析などを用いる手法も考えられるのではないかと。
- ・ 「廃棄物担当の行政職員一人当たり」の廃棄物量で比較検討すると、自治体の逼迫度合い、大変さがより実態に即して見えるのではないかと。
- ・ 地震と水害では災害廃棄物の性質が異なるため、事務委託の判断基準値も、災害の種類によって分ける必要があるのではないかと。
- ・ 数値的指標を根拠に持つことは重要だが、一つの指標だけでなく複数の指標を組み合わせることも考えるべきである。そうした指標を平時から自治体が把握し、県などと共有した上で、発災時にどう活用するのかというプロセスまで設計しておくことで、この検討が実際に生きてくるのではないかと。
- ・ 発災初期に災害廃棄物量を算出するのは困難であり、その数値を待っていては対応が遅れてしまう。人口が少ない自治体は、災害が発生したら速やかに県などに相談できるような関係づくりや窓口を整備することも重要ではないかと。

②【検討事項 2】 災害廃棄物処理計画・ 災害支援協定の充実に関する検討

- 災害廃棄物処理計画の実効性向上のため、計画記載事項の検討、改定のグッドプラクティスの整理
- 自治体の協定締結事例等の整理
- 事務委託実施の判断基準や範囲の整理

災害廃棄物処理計画の充実に係る検討方針

- 自治体のマンパワーや知見不足が課題となっていることから、**処理計画の内容充実化のために反映が必要な項目について最新の知見を提供**するとともに、計画での記載例を示すなど自治体にとって利用しやすい技術資料とすべく、「**災害廃棄物対策指針**」や「**災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン**」等を改定する。
- また、被災経験を踏まえて災害廃棄物処理計画を改定した自治体に着目し、より実効性のある計画とするための見直しのポイント等、**計画の実効性向上に資する取り組みをグッドプラクティスとして整理**する。

【災害廃棄物処理計画の内容充実のために必要な項目・指針等に追加すべき情報（例）】 ※赤字：受援計画として含むべき事項

項目	課題	整理・追加すべき情報
最新の地震及び豪雨災害の被害想定 の反映	最新の被害想定が反映されていない	参照すべき資料の周知、最新の被害 想定を反映した計画改定の必要性
仮置場候補地の事前選定	仮置場候補地を選定している自治体は、都道府 県で約3割、市区町村で約7割	仮置場確保に係るモデル事業の成果 の周知、仮置場の搬入・搬出速度に 応じた面積確保の考え方
関係団体等との協定の処理計画への 位置づけ	協定締結先や協定内容の不足	協定締結先候補（土業等）や協定ひ な形の追加
受援体制・支援体制の具体化	支援を有効に活用するための被災自治体におけ る受援体制構築・強化	受援者と支援者の役割分担や業務遂 行必要人員・受援必要人員等
市町村から都道府県への事務委託の 記載追加	事務委託を行う目安となる基準の設定、事務委 託の対象範囲の考え方	事務委託の事例や各種ひな形の整理
大規模災害時の広域処理の想定・関 係機関との調整	平時の既設処理施設の情報収集、関係者間の調 整事務の簡素化・効率化	平時に把握すべき既存処理施設の情 報、広域処理に関する関係機関等と の事前調整の実施方法
公費解体に係る事務の円滑化	平時の廃棄物部局の対応業務と大きく異なり、 自治体職員に多大な労力がかかっている	公費解体マニュアル等の最新情報の 周知、申請書の統一フォーマットの 作成
・・・	・・・	・・・

災害廃棄物処理に関する災害支援協定に係る検討方針

- 自区域内での処理が困難と判断される場合や発災後の庁内のマンパワー不足への対応にあたっては、他自治体や民間事業者との協定締結による支援が効果的である一方で、協定内容の不足、締結先候補の不足が課題。
- 協定締結に必要な検討事項や盛り込むべき事項等を整理の上、**「災害廃棄物対策指針」や「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等の改定**を行い、**協定締結や内容の見直しに資する情報提供、ひな形の作成**等により、自治体の協定締結・協定の内容充実化を支援する。

【検討事項】

1. 基本情報の整理

⇒ 一般廃棄物処理実態調査の結果を深掘りする

2. 災害支援協定の締結先の一覧化

⇒ 自治体（都道府県・市町村）及び民間事業者団体の協定締結先の事例を充実させ、それぞれの締結先の役割（支援内容）を整理する

3. 締結内容の具体化、締結時に確認すべき事項

4. 支援協定の発動条件

5. 協定締結先と継続的に情報交換しておくべき事項 を整理

⇒ 公開情報及び自治体ヒアリングにより各事項を整理する

6. 協定のひな形、連絡先リストや締結先と確認しておくべき情報管理のためのフォーマットの作成

⇒ 災害支援協定の締結に資する自治体向けの資料作成を行う

7. 災害廃棄物対策指針等の改定方針の整理

⇒ 廃棄物部局のみで必要な災害支援協定を網羅する必要はないこと、土木部局等が既に締結している協定が災害廃棄物処理に活用できるかどうかの確認から始めること等を示す

事務委託に係る検討方針

- 災害規模や被災市町村の被災経験、組織体制等によっては、管内市町村から都道府県へ事務委託を行うことが、限られたリソースの配分の検討や被災市町村のマンパワー不足解決の観点から有効。
- これまでの災害において実施された事務委託の範囲等について整理の上、事務委託に必要な各種ひな形等の作成を行い、災害廃棄物対策指針等の改定に向けた検討を進める。

【検討事項】

1. 事務委託の判断の目安の提示

(※検討事項 1 に含む)

2. 事務委託の範囲の例示

⇒都道府県（都道府県が調整した他の自治体からの支援を含む）から市町村への人的支援も含め、**想定される事務委託の範囲を自治体に例示**する。

3. 事務委託に係る各種ひな形等の整理

⇒委託意向確認文書、委託の規約、議案例、専決処分（議案承認・議案提出）、委託文書 等、ひな形の作成により、発災時に速やかな手続きを可能とする。

4. 人的支援方法の整理（都道府県が事務委託を引き受け可能な体制の構築）

(※検討事項 1 に含む)

5. 災害廃棄物対策指針等の改定方針の整理

③ 【検討事項３】 発災初期における 各種対応に関する検討

- 収集車両台数等の基礎情報の整理、災害時に支援可能な自治体の把握
- 地区集積所・戸別回収やボランティアとの連携強化対策の検討
- 災害時における適正処理困難物の実態調査、対応マニュアルの作成

1) 生活ごみ・し尿処理への対応 全国自治体における直営の収集支援可能台数

- 生活ごみの収集運搬に係る全国自治体の収集支援可能台数のうち、直営については、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査にて、全国1,741市区町村及び545の一部事務組合を対象に調査している。
- 下記にて、近畿地方環境事務所管内のデータを例示する。
- **処理支援の可能台数の今後の見通しや災害時に支援可能な自治体等を把握**すべく、全国自治体や業界団体等へのヒアリングを実施予定。

図表 2-32 市町村直営のごみ収集運搬車の車種内訳及び災害廃棄物処理支援可能台数

府 県	直営分の車種											
	令和 3年度	令和 4年度	収集車				運搬車					
				バックカー 車（プレス式）	バックカー 車（回転式）	その他		平ボディ 車	ダンプ車	クラム車	コンテナ 車	その他
	合計	合計	合計	小計	小計	小計	合計	小計	小計	小計	小計	小計
	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）
滋賀県	30	29	16	16	0	0	13	2	10	0	1	0
京都府	307	432	401	54	176	171	31	4	19	0	1	7
大阪府	1,454	1,436	1,315	503	245	567	121	13	89	0	1	18
兵庫県	791	685	622	308	97	217	63	5	39	0	8	11
奈良県	469	449	326	114	107	105	123	21	84	3	8	7
和歌山県	270	271	221	14	99	108	50	13	25	0	2	10
計	3,321	3,302	2,901	1,009	724	1,168	401	58	266	3	21	53

府 県	直営分の車種のうち、災害廃棄物の収集運搬支援に貸出できる収集運搬車両の台数について											
	令和 3年度	令和 4年度	収集車				運搬車					
				バックカー 車（プレス式）	バックカー 車（回転式）	その他		平ボディ 車	ダンプ車	クラム車	コンテナ 車	その他
	合計	合計	合計	小計	小計	小計	合計	小計	小計	小計	小計	小計
	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）
滋賀県	6	6	3	3	0	0	3	2	1	0	0	0
京都府	22	15	12	3	8	1	3	0	2	0	0	1
大阪府	57	40	24	12	5	7	16	2	10	0	0	4
兵庫県	133	187	162	80	20	62	25	1	16	0	3	5
奈良県	85	69	43	28	10	5	26	2	22	0	1	1
和歌山県	92	86	59	10	14	35	27	5	13	0	1	8
計	395	403	303	136	57	110	100	12	64	0	5	19

近畿地方環境事務所では、直営分のごみ収集運搬車両台数を、車種の内訳毎に集計。さらに、そのうち災害廃棄物の収集運搬支援に貸出できると市町村が回答した台数を集計。

直営の車両は3,302台（令和3年度：3,321台）のうち、**災害廃棄物の収集運搬支援に貸出できる台数は403台（令和3年度：395台）**と、自治体によって傾向は異なるが、**近畿2府4県全体において前年度と比較して大きな増減はみられなかった。**

2) 片付けごみへの対応 片付けごみへの対応に係る検討方針

- ボランティア団体（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)及び全国社会福祉協議会）へのヒアリングを実施。
- 昨年度災害廃棄物対策推進検討会で実施した関係者ヒアリング等の内容も踏まえ、以下の3つの課題に対し、**連携方策や各種マニュアル等の改定**の検討、**地区集積所・戸別収集に係る優良事例の収集**を行う。

— 課題の種類 —

1

連携の強化・ 理解促進

- 課題・意見
(ボランティア団体へのヒアリング結果)**
- 技術をもった団体の知見を活かすためには、**行政との連携が必要不可欠**である。
 - 集積所の分別作業を自治体に依頼されたが、危険物もあり**一般のボランティアによる作業は困難**
 - 自治体向けの現場の経験を踏まえた研修などで**平時から連携**を図りたい。

検討方針

- **情報連携の仕組みの強化**に係る対応策を検討
- **一般ボランティアや技術を持った団体が対応可能な作業内容を整理**

2

マニュアル 拡充/周知徹底

- 自治体ごとの災害ごみ回収方法の差異があり、ボランティアが理解できていないケースがある
- **仮置場や分別のルール**について理由等の周知が必要であり、相談・協議をする場がほしい
- 公費解体建物の倒壊の危険性が判断されていない段階での**一般ボランティアによる残置物撤去は危険**。

- マニュアルの改定可否を検討
※仮置場における分別区分の標準化については、技術・システム検討WGにて検討中

3

収集の効率化に 関する取組の 検討

- 仮置場への運搬は車両の準備など負担が大きく、**戸別回収を促進してほしい**
- 災害ごみの受け入れ期間は長期休暇時期など、避難者が帰ってくる時期などを考慮してほしい

- **地区集積所・戸別収集に係るグッドプラクティスを整理**

※片づけごみに関する仮置場以降の対応（仮置場の選定・設置・運営等）については、「【検討事項2】災害廃棄物処理計画・災害支援協定の充実に関する検討」において検討するため、本検討事項から除外。

3) 処理困難物への対応

処理困難物への対応に関する今年度の調査方針

- 過去の大規模災害（令和6年能登半島地震や令和2年7月豪雨など）における処理困難物への対応に関する実態について調査する。
- 災害時の対応に係る優良取組事例の収集・整理などを行うことで、災害時の処理困難物の適切な処理を促す。

調査項目	具体的な内容（案）
災害時の処理困難物の品目・ 処理に係る課題の整理	・ 過去に大規模災害が発生した市町村へヒアリング調査。 ・ 災害時の処理困難物の品目、課題、処理が迅速に進んだ等の優良事例、災害時に向けて平時から行うべきことなどを整理。
災害時の対応に関する 優良事例の整理	・ 上記調査等で得られた災害時の処理の優良事例を整理し、品目ごとの処理フローなどを取りまとめる。
災害時の処理先の一覧化	・ 上記調査を通して、災害時の処理先の窓口となりうる関連団体等を整理し、一覧化。

※最終的な調査成果として、災害時処理困難物対応事例集の作成を想定。

3. 今後の検討スケジュール

地域間協調WGの検討スケジュール

回数	開催 時期	議題（案含む）
第1回	8/26	（1）地域間協調WGにおける検討事項・今後のスケジュールについて （2）支援・受援体制の確立・充実に係る検討 （3）災害廃棄物処理計画・災害支援協定の充実に係る検討 （4）発災初期における各種対応に係る検討
第2回	9/30	各種事項に関する検討
推進検討会 第2回	10/20	WGの検討状況報告・制度的対応に関する内容のとりまとめ
第3回	11/初旬	技術・システム検討WGと地域間協調WGの合同意見交換会
第4回	11/中旬	・今年度の検討成果等のとりまとめ（マニュアル等の改定等） ・来年度の検討事項、残課題の整理
推進検討会 第3回	12/中旬	今年度の検討成果等のとりまとめ

參考資料



国が行う自治体職員の応援派遣制度について

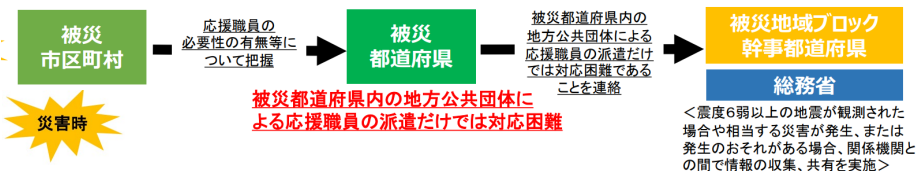
応援職員短期派遣（環境省）

- ・ 地域ブロック協議会が策定する大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（地域ブロック行動計画）に基づく他自治体職員の派遣制度。
- ・ 派遣期間は**概ね1週間程度**で、災害廃棄物に係る専門知識は求めない。
- ・ 令和6年能登半島地震においては、市町村公費解体申請窓口における受付事務等を担当。



応急対策職員派遣制度（総務省）

- ・ 発災直後の災害応急業務を担う総括支援チーム（災害マネジメント支援）と対口支援チーム（避難所運営・罹災証明書の交付等のマンパワー支援）として、他自治体職員を派遣する制度。全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣する。
- ・ 派遣期間は**概ね1週間程度**。

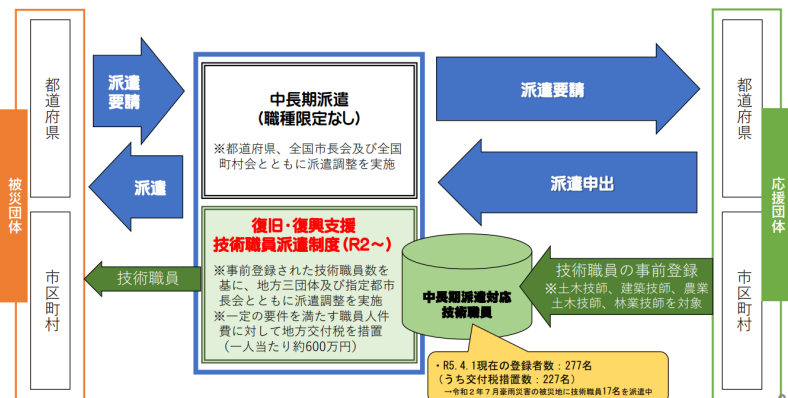


人材バンク（環境省）

- ・ 災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を、「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメント支援を行う他自治体職員の派遣制度。
- ・ 派遣期間は**1週間～最大2か月程度**。
- ・ 令和7年8月時点で登録者370名。仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の解体、災害報告書の策定など幅広く災害廃棄物処理について専門的な支援を行う。

中長期派遣（総務省）

- ・ 復旧・復興業務を担う技術職、一般事務職を長期にわたって派遣する制度。全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣する。
- ・ 派遣期間は**通常1年単位**。
- ・ 上記制度とは別に、都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時に復旧・復興事業に従事する技術職員を中長期派遣するため、令和2年度から創設された「復旧・復興支援技術職員派遣制度(R2～)」もある。
- ・ 令和6年能登半島地震では、公費解体に係る工事監理業務を担う技術職が派遣されたり、公費解体業務の各種調整、進捗管理等を担う事務職が派遣された例があった。



これまでの事務委託の状況①

- 平成23年以降、4つの災害で計35市町村が計7都県に事務委託
- 事務委託の判断基準を事前に明確に設定した事例はみられないが、人口当たりの発生量が県内最大、市町村の被害状況や災害廃棄物発生量を勘案などの例
- 事務委託の範囲は、二次仮置場の設置・運営から処理処分のほか、収集運搬や家屋解体の事例
- 地方自治法に基づく事務委託と災害対策基本法に基づく事務委託がある

災害名（災害廃棄物発生量）	都県	市町村数	委託した市町村
平成23年東日本大震災 (3,100万t)	岩手県	12	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
	宮城県	12	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
平成28年熊本地震 (311万t)	熊本県	7	宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、西原村
平成30年7月豪雨 (190万t)	広島県	1	坂町
	岡山県	2	倉敷市、総社市
平成25年伊豆大島土砂災害 (3万t)	東京都	1	大島町

これまでの事務委託の状況②

【事務委託の判断基準の事例】

災害名 (災害廃棄物発生量)	都県	市町村数	事務委託の判断基準の事例
平成23年東日本大震災 (3,100万t)	岩手県	12	・ 条件は設けずに沿岸12市町村から包括的に事務の委託を受けた
	宮城県	12	・ 事務の委託を受ける明確な基準はなかった ・ 沿岸市町の行政庁舎が壊滅する等甚大な被害があり、発災当初から県が沿岸部の災害廃棄物の処理をある程度担う必要がある認識があった ・ 沿岸部以外の市町村にも意見聴取など配慮すべきだった
平成28年熊本地震 (311万t)	熊本県	7	・ 被害の甚大さを踏まえ、被災市町村による処理が困難な事務について、事務委託により県が処理
平成30年7月豪雨 (190万t)	広島県	1	・ 人口あたりの発生量が県内最大 ・ 必要な事務の管理及び執行が困難な状況
	岡山県	2	・ 市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量を勘案して、市町村による処理が困難であると認められるときに、事務を受託し、処理を代行（受託した2市は、県内で1,2番目の発生量）

これまでの事務委託の範囲

- これまでの事例から、事務委託は二次仮置場の設置・運営や処理処分が基本となる。
- また、事務委託までの期間を考慮すると、片付けごみの一次仮置場への運搬や、一次仮置場の設置・運営は事務委託では困難と考えられる。
- 東日本大震災の事例から、津波を伴う地震では収集運搬が事務委託の範囲となる可能性がある。
- 家屋等の解体については、今後、能登半島地震の事例を整理し、事務委託の要否や可否を検討する。

【事務委託の対象範囲の事例】

委託先 府県	委託元 市町村	家屋等の 解体	仮置場までの 収集運搬	仮置場 における選別	仮置場からの 収集運搬	二次仮置場	処理処分	処理実行計画 の策定
岩手県	洋野町		○			○	○	○
	久慈市		○			○	○	○
	野田村		○	○	○	○	○	○
	普代村		○			○	○	○
	田野畑村		○	○	○	○	○	○
	岩泉町		○	○	○	○	○	○
	宮古市	○	○	○	○	○	○	○
	山田町		○	○	○	○	○	○
	大槌町	○	○	○	○	○	○	○
	釜石市		○			○	○	○
	大船渡市		○			○	○	○
	陸前高田市		○			○	○	○
宮城県	沿岸12市町					○	○	
熊本県	宇土市、益城町ほか計7市町村					○	○	
広島県	坂町					○	○	
岡山県	倉敷市		○	○	○	○	○	
	総社市					○	○	

出典：災害廃棄物処理に係る事務委託の検討の手引き（令和7年3月、近畿地方環境事務所、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
をもとに作成（<https://kinki.env.go.jp/recycle/index.html>）

ごみ収集車 車両数の推移（直営・委託・許可別）

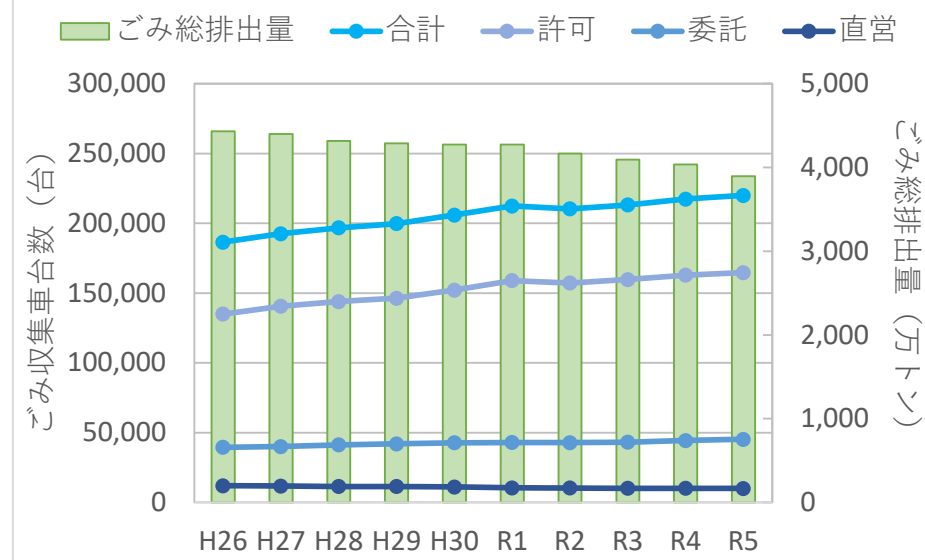
- ごみ収集車保有台数を直営・委託・許可別にみると、**直営のごみ収集車両は減少傾向**にある。
- 一方、**委託・許可の収集車両は増加傾向**にあり、**ごみ収集車保有台数の合計は増加**している。

【一般廃棄物処理に係るごみ収集車※1車両数と全国のごみ総排出量】

年度	ごみ収集車保有台数（台）				全国のごみ総排出量（万トン）
	直営	委託	許可	合計	
H26	11,980	39,548	134,982	186,510	4,432
H27	11,803	40,112	140,589	192,504	4,398
H28	11,475	41,272	143,943	196,690	4,317
H29	11,437	42,036	146,293	199,766	4,289
H30	11,110	42,748	152,106	205,964	4,273
R1	10,455	42,969	158,990	212,414	4,274
R2	10,330	42,882	157,177	210,389	4,167
R3	10,186	43,233	159,729	213,148	4,095
R4	10,198	44,379	162,783	217,360	4,034
R5	10,058	45,255	164,675	219,988	3,897

増加傾向

減少傾向



【参考：直営車両のうちパッカー車の保有台数※2】

年度	プレス式	回転式	合計
R1	3,705	3,649	7,354
R2	3,693	3,531	7,224
R3	3,639	3,469	7,108
R4	3,468	3,423	6,891
R5	3,349	3,415	6,764

※1 パッカー車の他、ダンプ車などの車両も含む

※2 平成30年度以前は調査対象外

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）を基に作成

ごみ収集車 車両数の推移の分析

- **ごみ収集の委託化**が進んでいることに伴い、直営車両数は減少、委託・許可車両数は増加している。
- **分別区分数の増加、ごみ処理施設の広域化・集約化、集積箇所数の増加**により、全体の車両数は増加していると考えられる。

【ごみ収集車の車両数増減に影響があると考えられる要因と車両台数への影響】

要因	状況	車両台数への影響
ごみ排出量の変動	ごみ排出量は減少傾向（p.14）	減
収集の委託化	収集量に対する割合は直営が減少傾向、委託・許可は増加傾向。（p.16）	・直営は減 ・委託・許可は増
分別区分数の変動	・分別区分数は増加傾向 ・分別区分が増えると収集運搬車両台数が増加すると想定される。（p.17、18）	増
ごみ処理施設の広域化・集約化	施設の広域化・集約化が進んでおり、収集運搬にかかる時間・距離が増加していると想定される。（p.19,20）	維持もしくは増
集積箇所数の変動 （参考資料3 P.9）	・都内のある区では集積箇所数（戸別回収＋集積所）が7千箇所（2000年）から2万箇所（2019年）に増加。 ・390自治体において集積所の数は5年間で約7%増加。（p.21）	増

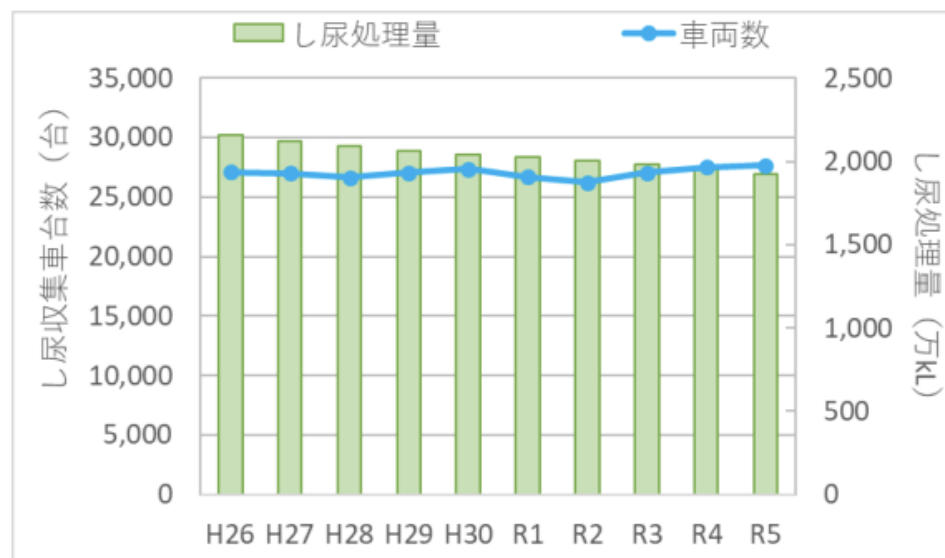
し尿収集車 車両数の推移

※第1回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会 資料4再掲

- し尿※¹処理量は減少傾向にあるが、一般廃棄物処理に係るし尿収集車の車両数は横ばいである。
- 人口減少等により、し尿処理量は今後も減少すると考えられる。
- 広域処理や支援・受援体制の検討にあたっては、必要な基礎情報の整理が重要であり、今後のワーキンググループにおける各種検討の中で、更なる調査、検討を行う。

【一般廃棄物処理に係るし尿収集車※²車両数と全国のし尿処理量】

年度	し尿収集車 車両数 (台)	全国のし尿 処理量 (万kL)
H26	27,137	2,160
H27	27,004	2,124
H28	26,640	2,094
H29	27,081	2,061
H30	27,373	2,043
R1	26,691	2,027
R2	26,235	2,005
R3	27,058	1,980
R4	27,502	1,951
R5	27,683	1,925



※1 「し尿」には浄化槽汚泥も含む

※2 バキューム車の他、汚泥濃縮・脱水車等を含む

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）を基に作成

し尿収集車 車両数の推移の分析

- し尿収集車にはバキューム車、汚泥濃縮車、脱水車等がある。
- 令和5年度のし尿収集車27,683台のうち、26,911台（97%）はバキューム車。
- バキューム車はし尿の汲み取りや浄化槽汚泥の収集に用いられている。
- 汲み取りし尿量は減少傾向にあるが、**浄化槽汚泥量や浄化槽設置基数は横ばい**であること、**し尿処理施設の広域化・集約化が進み収集運搬の負担が増加**していることから、バキューム車（し尿収集車）の数は維持され横ばいになっていると考えられる。

【し尿収集車の車両数増減に影響があると考えられる要因と車両台数への影響】

要因	状況	車両台数への影響
汲み取りし尿量の変動	汲み取りし尿量は減少傾向（p.9）	減
浄化槽汚泥量の変動	浄化槽汚泥量は横ばい（p.9）	維持
浄化槽設置基数の変動	浄化槽設置基数は横ばい（p.10）	維持
し尿処理施設の広域化・集約化	施設の広域化・集約化が進んでおり、収集運搬にかかる時間・距離が増加していると想定される。（p.11、12）	維持もしくは増